

社会福祉専門従事者の 教育および

資格に関する提言

1986年8月1日社会福祉教育懇話会

社会福祉教育懇話会「委員」

阿部志郎 明治学院大学理事長

一番ヶ瀬康子 日本女子大学教授

伊部英男 日本社会事業大学理事長

岡村重夫 大阪市社会福祉研修センター所長

嶋田啓一郎 同志社大学名誉教授

隅谷三喜男 東京女子大学学長

仲村優一 日本社会事業大学社会事業研究所所長

平田富太郎 日本社会事業大学学長

福武直 東京大学名誉教授

(前号から続く)

私の意見

社会福祉専門従事者教育について

平田 富太郎

1 社会福祉専門従事者教育について

日本社会事業大学は厚生省より指導的な社会福祉専門従事者の育成を委託されているいわば準国立大学としての我国唯一の特殊大学であつて、本大学が創立されてから本年でちょうど四〇年に当たるが、国立大学に社会福祉学部、学科、研究科などの存在しないわが国では、これまで社会福祉の教育と研究の面においてつねに先駆的、開拓的な役割を果たしてきている。こうした日本社会事業大学の使命にかんがみ、いま来るべき二十一世紀の展望をもった社会福祉の先導的、モデル的な教育と研究を期して、学問的、実践的な教育と研究をすすめる社会福祉の総合大学であることを構想している。

日本社会事業大学の学部教育では卒業後、社会福祉の領域において社会福祉専門従事者と活躍するために必要な基礎的、体系的な理論と実践的な技術、方法の習得に焦点をおいているが、最近、社会福祉の政策立案、行政、組織を担う専門職集団と具体的な援助、処遇の過程を担う専門職集団との分化が進行しつつあることにかんがみ、新しい教育課程として次の二学科五類すなわち1社会福祉計画学科(a福祉行政類、b地域福祉類)、2社会福祉処遇学科(a家族福祉類、b障害福祉類、c保健福祉類)を設けることにしている。日本社会事業大学はつとに、社会福

社実習教育を重視して、学部四年間を一貫して「社会福祉実習」を必修としてきたが、昭和五十一年末一層充実のために、諸施設との関連で「フィールドインストラクター制度」を確立し、実習指導体制を整備し、「類」体制を中心とした教育課程を実施している。この「類」体制は教員の指導、研究と学生の学習課程とを有機的に結合させて、学問と自修の実効を高め、個別指導の充実を意図したものであったが、今後も実習指導体制をさらに整備し、教育と実習の連携システムを開発、充実していくつもりである。

社会福祉研究者、教員、社会福祉領域における指導的基幹従事者の養成および現任職員の再教育・訓練の場としての「大学院」（前期修士課程、後期博士課程）を設置し、社会福祉教育・研究の「モデル大学」として位置づける。この大学院の社会福祉学専攻コースは、A社会福祉基礎研究、B社会福祉処遇研究、C社会福祉計画研究、の三つである。また教員や実習に直接かかわる職員の資質向上のための内・外留学、出張制度を整備・充実する。また付属研究所の充実強化によって、大学の教育・研究に資する基礎的研究をすすめると共に社会福祉界の実践要請にも応え得るよう研究体制の整備を行い、国際化時代に対応し福祉情報、国際交流のセンターとして海外からの留学生、研修者、学者の受入の機能を果たさせることにする。図書館を「社会福祉情報センター」として整備・充実するとともに、「文献模索システム」の開発設置をも考えている。これからは「開かれた大学」としてスクーリングをも含む「社会福祉通信講座」なども開設されるべきであると考えている。

社会福祉の領域が一方、ますます「拡大」の傾向を示し、他方、「専門分化」の度合いを強めているこんにち、この「専門分化」が社会福祉のそれぞれの「対象別」「分野別」に進行するという傾向が見られるが、

かかる傾向は今後一層強まってくるものと思われる。このような社会福祉の動向とそこから生ずる広汎、多様な社会福祉ニーズに対していかに対応してゆくかが、これからの社会福祉の教育と研究の課題であると考ええる。要するに、日本社会事業大学の本旨は「対人福祉サービス」の基調ともいふべき「忘我愛人」の精神を高く掲げ、社会福祉の学理とその実践を尊重し、人類の福祉向上と世界の平和共存の促進に寄与すべき人材の育成という建学の方針を貫いていくことにある。

2 社会福祉学士の必要性等について

現在のわが国に文部省公認の四年制の社会福祉学部は七つ（日本福祉大学、日本社会事業大学、淑徳大学、東北福祉大学、道都大学、大阪府立大学、同朋大学）あるが、これら学部の卒業生の学士号は「社会学士」であつて、ほかの大学の社会学部の卒業生と全く同じ取り扱いを受けている。これまでわが国の「学士号」には法学士、経済学士、政治学士、文学士、神学士、商学士、経営学士、理学士、工学士、農学士、家政学士など学部として公認されている学部名の学士号が一般的に認められている。最近では教養学士、社会科学士、芸術学士、体育学士など学部体制から生まれてきたものと思われるものもあるが、医学士その他に歯学士、薬学士、看護学士、保健衛生学士、栄養学士さらに鍼灸学士なども見受けられており、その数二九にもぼっている。最近のように学問分野がそれぞれ専門的に分岐して独自の専門性を備えるようになってくると、当然そうした各領域の学問を履修したものの学士号もそれにふさわしいものが授与されることは道理であると考えられる。

昭和三十二年以降最近にいたるまで、社会福祉学部が七つも文部省によつて公認されている。しかも大学院社会福祉研究科の修士課程ならびに博士課程も公認されている現況下では、社会福祉学は社会学ないし教

育学の単なる一応用分野として扱われることは学問的にも妥当なことではないと思われる。

こんにち、社会福祉の制度・政策とその方法、技術の学問的な独自性と専門性が認められるかぎり、社会福祉学部での実習を含むかなり広汎多岐にわたる専門的なカリキュラムを履修した社会福祉学部の卒業生に社会福祉学士の称号が与えられていないことは、その履修した学問と実習の専門性を明示していかないばかりでなく、社会福祉学部の卒業生に社会福祉に対する自覚を促し、使命感を抱かしめるためにも妥当な取り扱いではないと考えられる。

こんにち、文教行政における社会福祉教育は、国立大学に社会福祉の学部、学科などが設けられていないという事情が影響してか、ほかの既存の学部比べて現在の社会福祉学部は文教行政のなかできわめて不適当な取り扱いを受けているといわざるを得ない。ちなみに、社会福祉の学問の発展と福祉社会の形成のために必要なマンパワーの育成と確保のために、少なくとも国立大学で社会福祉の学部ないし学科を設けるなり、また適当な構想に基づく社会福祉に関する教育研究を行う体系的かつ包括的体制をつくることが急務であると考えられる。

社会福祉教育をめぐる

福武 直

今からちょうど一〇年前、私は、日社大の三浦文夫（当時は社会保障研究所）、石井哲夫、大橋謙策の諸教授とともに、アメリカ合衆国の社会福祉教育を視察した。その主な目的は、実習教育がどのように行われているかを知ることにあつた。

この国の社会福祉教育は、大学院の修士課程における教育を主体としていたが、その修士の一年のばあい、過五日のうち三日登校して受講し、二日は一定の実習先に出かける。二年になると逆に、三日も実習をつづける。実習先の指導職員は、大学の実習講師として便覧にも明記され、大学の实習担当教授と密接な連絡をとりながら、実習生の指導にあたり、一定の書式によって評価する。受け入れる施設としても、毎週一定の日にくる実習生は、仕事の邪魔にならないばかりか、一種の戦力となるから、実習施設になることを名誉とし、熱心に指導する。

こうした米国の実習教育に比して、当時日本の社会福祉教育では、実習のウエイトがはるかに小さかっただけでなく、必修としていない大学も多かった。施設の方も、短時間の見学程度の実習を、仕事の邪魔になると迷惑視するばあいが少なくなかった。したがって、施設職員が評価するという例は、一校だけであつた。全般的にいつて、実習の実質を備えていなかったといつても過言ではない。

こうした対比のうえに立つて、私は、厚生省社会局の社会福祉教育検討委員会の意見書に、「社会福祉事業の幹部職員になる人たちの養成にあたって、もっと実習を強化すべきである」ということを力説した。修士教育主体のアメリカ合衆国の実習教育を、学部教育を主流とする日本に、そのまま持ちこめというわけではないし、アメリカのばあい、修士教育であるにしても、少々実習が多すぎると考えたのであるが、当時私にとつて、日本における実習は、全くおざなりで、実習の態をなしていないと思われたのである。

この意見書に対しては、実習の強化は理論軽視につながるといふ反論もあつたが、私は理論教育が机上の空論にならないためにも、実習は、講義と相俟つて、学生に実証的理論をたたきこむという効用があると考

える。そして、その後、日本の社会福祉系の大学でも、一〇年前よりは、実習が重視されるようになってきているものと思う。日社大においても、現在では、実習が、当時よりもはるかに重視され、強化されている。施設職員の指導評価を仰ぐためには、その職員を非常勤の校外講師として遇すべきだと考えたことも、実現しているのである。

しかし、私は、まだ充分であるとはいえないように思う。日社大でも不十分というほかはないから、多くの大学で、私の望むような実習教育は行われていないであろう。このことを、私は、残念に思うが、これを解決するためには、日本の社会福祉教育の現状を根本的にふりかえり、不十分ならざるをえない条件を、補強する努力が必要になるといわなければならぬ。

社会福祉教育は、対人サービスの教育として、必然的に実習を要請する。しかし、その実習を充分に行うということは、ほかの人文社会教育にくらべて、費用がかかる。私学として社会福祉教育を行うとすれば、社会福祉学部ないし社会福祉学科は、ほかの学部や学科に比して、私学経営上いわば「割りのあわない」ものになる。したがって、社会福祉教育は、私立大学よりも、国立大学においてこそ行われるべきものであった。ところが、日本社会事業学校連盟への加盟校には、国立大学は一概もない。わが国の国立大学と私立大学との一般的比重からみて、このことは異常であるといっても過言ではない。戦後における社会福祉サービスの展開は、年とともに要員を増加させ、社会福祉教育の拡大を要請したが、この要請は、厚生省補助金による日社大、および極めて少数の公立大学を除いて、ほとんど私立大学によって応えられた。国立大学には社会福祉系の学部はおろか学科さえも皆無であるという欠落が、私立大学における社会福祉専門の大学や学部・学科によって補われたのである。

このような現状は、今後の高齢化の進行が福祉サービスの重要性を一層高めることを考慮するばあい、全く遺憾というほかはない。わが国の国立大学と文部行政は、この福祉サービスをめぐる研修教育の責任を放棄してきたと非難されても抗弁の余地はないのである。したがって、これまで、いわば罪ほろぼしとして、社会福祉系大学教育への国庫助成を、実習教育の必要性という点で、他の人文社会系大学教育よりも、増額するように文部行政に強く要請したいと思う。

そして、最後に一言ふれるとすれば、国立の社会福祉系大学が存在しないことへの、せめてもの償いとして、国立単科大学並みの費用を、日社大に投入するよう厚生行政にも求めたい。社会福祉教育の先導校としての役割を、日社大には期待したいし、今後設置されるであろう同大学の大学院にも、特色のある大学院教育を試みてもらいたいからである。

懇話会を終えて

伊部 英男

戦後四〇年、わが国の社会福祉は、質・量ともに飛躍的な発展をとげたといわれる。

そして、その歩みは、昭和二十年初の生活保護法から三十年代の福祉三法へ、そして三十年代後半の福祉六法から今日の総合福祉時代へと展開してきている。

今日、こうした諸制度によってカバーされる対象者は、一〇〇万人をこえ、これに要する経費は、政府予算だけでも三兆円をこえ政府一般会計予算の六パーセントを占めるとみられている。

こうした社会福祉の諸分野で働く人びとの数も急速に増大し、七〇万

人に達している。

そして、今日、日本の社会福祉は、大きな変革、転換のときを迎えている。社会福祉の実施責任体制の再編成であり、社会福祉費用、財源問題の再検討であり、社会福祉供給システムの再構築であり、受益者負担を含む自助努力の強調等々の動きがはじまっている。その直接的契機が、国家財政の再建、行政改革の展開にあるとはいいながら、その背景には、さらに次のような大きな要因がひそんでいるように思われる。

第一は、世界第二位の経済大国に成長したわが国社会経済の変貌と国民生活状況の変化であり、

第二は、年金、医療、公衆衛生、雇用、教育、住宅等の関連諸施策の急速な整備であり、

第三は、ノーマライゼーション理念やりハビリテーション理念に裏付けられる新しい、社会福祉の方法、技法の展開であり、

第四は、変貌する社会が生み出す問題行動や社会問題の増大、多様化であり、

第五は、迫り来る高齢社会が生み出すであろう大量かつ深刻な社会福祉ニーズへの社会的対応の緊要性等がもたらしたものとみることができそうである。

まさに、わが国社会福祉の戦後を総括し、二十一世紀への展望をきりひらくという重要な時期が、今日なのである。

われわれ社会福祉の研究、教育に携わるものは、この四〇年の歴史をふりかえり、正当な評価と率直な批判、反省のうえにたつて、二十一世紀への誤りなき展開を図る責任と義務を有するものと考えよう。

ところで戦後四〇年のわが国社会福祉の展開において、反省を要する最大のテーマは、「社会福祉従事者の質」の問題への取り組みの不十分

さだと考える。

生活保護法という経済給付を中心として展開してきた戦後日本の社会福祉は、ともすれば、制度、予算を重視する行政的事務処理に偏り、二十年代に指向した「福祉事務所」という専門実施機関に属する「社会福祉主事」という専門職員の手による現業活動の実現という理想は、何時の間にか形骸化していった。

その後における児童、障害者、老人等を対象とする福祉制度の実現、とくに福祉施設の急速な整備等に伴う社会福祉従事者の配置も、量的確保が優先し、その専門性に着目する質的水準の向上、専門職制の実現への努力はほとんど皆無といつてよく、わずかに現任訓練、研修等の施策が講じられているにすぎない。

社会福祉活動は、人が、人に対して必要なサービスを提供する活動が基本である。

そして、対象者のもつ問題やニーズが専門分化、高度化すればするほど、これにあたる人の質もまた高度化、専門化しなければならない。

二十一世紀成熟社会の日本は、高齢化、高学歴化、高女性化、そして高度情報化の社会といわれるが、そこに生起する「社会問題」や「問題行動」もまた複雑多様化し、社会福祉活動もまた専門的対応が求められるにちがいない。

今日、アメリカ社会は、都市暴動、性犯罪、少年非行、家庭崩壊、麻薬、人種問題等の社会病理現象といった問題に苦悩しているといわれるが、日本もまた例外ではあるまい。他方、生活水準、意識水準の高度化は、社会福祉サービスの質的向上を求めてやまない。公的福祉サービスに代わり、有料サービスの登場もまた急速のテンポで進もうとしている。そして、社会福祉実施体制の地方自治体移行の展開である。在宅福祉

サービスが、対象者の身近な自治体によって供給されることは望ましい方向ではあるが、それはシビルミニマムといった一定水準のサービスが三三〇〇の市町村に実現することによって可能となる。

さらに高齢者、障害者の家庭や地域での生活指向への対応が迫られる。ねたきり、痴呆老人や重度障害者の在宅生活を可能とするためには、保健、医療、福祉等のネットワークづくりが必要であり、専門機関、専門家のチームプレーが肝要となる。

こうした複雑多様化する「社会病理現象」への対応、「高度化する専門的ニーズ」へのサービス提供、「シビルミニマムの確保」のための地域福祉計画の企画・実践、在宅保健・医療・福祉サービスのコーディネートなどは、いずれも専門家の手による専門的対応を必要とする活動領域である。

日本社会事業大学は、昭和二十一年十一月、「指導的社会福祉従事者の養成」機関として設置され、厚生省委託ということからいわば準国立大学の性格をもっている。

そして、本年十一月には、創立四〇周年を迎えるが、これを機会に、二十一世紀を展望する新しい社会福祉の総合大学に発展すべく都下・清瀬の地に新キャンパスの創建に着手しているところである。

新大学では、二十一世紀に向けて、社会福祉活動が対応しなくてはならない「社会問題」や「問題行動」の解決にあたる優れた「専門従事者」の教育、養成が展開される。これらの専門従事者は、社会諸科学に関する透徹した理論と人間理解に関する強い信念と技術を備えた専門家であることはならない。とくに、二十一世紀高齢社会が生み出す諸問題の解決は、教育・保健・医療・福祉等に関する諸科学や技術の総合的対応によって可能となるものが多いことを考えれば、新大学での教育、研究のあ

り方については、さらに工夫と努力を重ねることの必要性が痛感される。そしてもう一つ、卒業証書を手にする度に思うことの一つに「社会学士」であつて「社会福祉学士」でないことの不思議さがある。

四年間の社会福祉学専攻の本学卒業生が、手にする卒業証書に是非とも「社会福祉学士」号を記載したいものだと思う。文部省の学士号創設の傾向は、国立大学に学部、学科の設置等の際が多いように思われる。とすれば本学新キャンパス展開の時期こそ一つの契機だとも考える。

「社会福祉教育懇話会」は、こうしたわが国社会福祉の現状、とくに社会福祉従事者をめぐる状況のなかで、新しい日本社会事業大学のあり方およびその学士号、そして専門職問題の三点について、戦後日本の社会福祉の創設、発展に寄与されてこられ、今日もまたわが国社会福祉界の指導的立場にあられる方がたに御高見を拝聴したいものと考え、本学の平田学長、仲村社会事業研究所長と相い語らい御依頼申し上げた次第である。

御多忙な先生方が、遠路を快よく御参会を賜わり、深遠、かつ高遠、そして積極的な御高見を賜わったことに心からなる感謝を捧げたい。

この貴重な懇話会の成果をどのように活かすかについて苦慮した結果、本報告書のような「提言」というかたちでまとめさせていただいた。

その主旨は、せっかくの貴重な御意見を日本社会事業大学のこれからに活かさせていただくのみならず、同慶の福祉系大学、さらには、文部行政および厚生行政を担当される関係当局の御参考になれば幸いと考えるからにはかならない。

願わくば、新しい日本の社会福祉、とりわけ「社会福祉専門従事者」の教育、養成および身分、処遇等のあり方の論議にあたり本提言が、「一粒の麦」となることを期待してやまないものである。